

## 令和7年度第2回屋外広告物審議会 会議録

- 1 開催日時 令和8年2月2日（月） 午前9時00分から11時30分まで
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎復元塔1階102会議室
- 3 出席者 松本会長、宮原委員、室田委員、田中委員、舘委員、江田委員、内嶋委員、細野委員、渡辺委員、余郷委員  
(事務局) 西里路政課長、青野屋外広告物係長、千葉職員  
(説明者) 環境局脱炭素戦略推進室 市川担当課長 村瀬職員、一條職員、安川職員  
経済労働局観光・地域活力推進部商業サービス業振興担当 三田職員、新井係長、矢田課長
- 4 欠席者 大友委員、向原委員、加藤委員
- 5 諮問 武蔵溝ノ口駅周辺に設置する脱炭素行動訴求広告物への川崎市屋外広告物条例第10条第4項の適用について  
川崎銀柳街商業協同組合及び川崎銀座商業協同組合が所有するアーケード支柱に設置する広告物に係る川崎市屋外広告物条例第10条第4項の適用について
- 6 傍聴人 0人
- 7 会議内容
  - (1) 諮問事項（環境局脱炭素戦略推進室、経済労働局）
    - ・環境局脱炭素戦略推進室・経済労働局から、事業内容について説明。
  - (2) 主な質疑

### **議題（1）武蔵溝ノ口駅周辺に設置する脱炭素行動訴求広告物への川崎市屋外広告物条例第10条第4項の適用について**

（事務局）

本件の課題は、道路付属物に広告物を設置することになる。本市屋外広告物条例第5条第1項第2号において、道路上のさく、駒止、並木などの道路付属物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならないと規定しているが、当該案件における設置予定個所がキラリデッキという道路付属物に該当している。しかしながら、市の事業の一環として脱炭素行動を訴求する内容であるため、設置することはやむを得ないと考えており、条例第10条第4項の規定により川崎市屋外広告物審議会の議を経て許可をすることを検討している。

（松本会長）

道路付属物に掲出してはならない根拠を知りたい。また、どの部分が道路付属物に該当する

のかも教えてほしい。

→（事務局）

視認性が高い場所に広告を設置すると、通行者が目で追ってしまい、幻惑や注意散漫を引き起こすおそれがあるため、設置が禁止されている。柱や屋根の部分は道路の付属物に該当するため、これらに広告物を取り付けることは原則として認められない。

（田中委員）

広告物が落下する可能性もあるため、安全性を確認するうえで、広告物そのものの重量を教えてほしい。

→（環境局）

広告物は 55 インチ程度で重量がおよそ 10 キロ、柱 1 本に対し全体では約 145 キロとなる。加重に関しては、設計業者に重量や落下の可能性を含めて確認しており、145 キロであれば構造上問題ないことを確認している。

（江田委員）

近年は歩きながら携帯電話を見ている人が増えており、通行中の利用者がどの程度広告に注意を向けるのか疑問がある。人が待ち合わせをしている場面や立ち止まっている状況であれば目に入る可能性はあるものの、通路上に広告を掲示して実際にどれだけの閲覧効果が得られるのかは不透明である。また、通行する人が多い空間であることから、対流性の面で支障が生じないかについても懸念がある。

→（環境局）

JR 武蔵溝ノ口駅と東急田園都市線溝ノ口駅は合わせて、1 日あたり約 20 万人の利用が見込まれている。広告代理店とも協議を行い、対流性については、当初は柱を回り込む形の設置も検討したが、警察との協議の結果、柱上部に設置すれば歩行者動線を妨げないことが確認できた。設置後は実証試験を行い、利用者等へのアンケート調査も実施する予定である。

（江田委員）

その場に立ち止まって読まなければならない状況であれば視認される可能性はあるものの、歩行中の利用者がどれだけ文字情報を認識して見るのかは不明であり、内容面でどれほど効果を発揮するのか疑問がある。JR で実証実験を行った際には、「店舗がここにあります」といったアイキャッチ性の高い広告であれば視線が向く傾向が見られた。事業自体の趣旨は良いが、広告の設置場所については慎重に検討する必要がある。

→（環境局）

実証実験であるため、デザインについても民間事業者と協力し、一目で内容が理解できるものとなるよう工夫する。

（宮原委員）

今回は特例として許可する扱いだが、本案件以外でも例外が認められるのかという点が問われている。例えば、運転者の幻惑につながらないのであれば広告を設置してよいのか。

→（事務局）

川崎市屋外広告物条例第 10 条第 4 項には、「市長は、特にやむを得ない場合には屋外広告物審議会の議を経て、特例で許可をすることができる」と規定されている。今回は、市の事業の一環として脱炭素活動を訴求する取り組みであることから、この規定における“やむを得ない場合”に該当するものとして位置付けている。

（館委員）

広告の中身はどのようなになるのか、資料 1－3「地球温暖化対策推進基本計画とは②」の PJ 3 民生系（赤枠部分）について、これはどんな広告を想定しているのか

→（環境局）

環境やサステナビリティに特化した内容の広告を掲出することを想定している。

（館委員）

歩行中の多くの方は、上方ではなく前方の人や障害物に注意しながら歩いており、上を見上げることはほとんどない。そのため、歩行者の視線の位置を踏まえ、自然に目に入るような見せ方の工夫が必要になる。

（松本会長）

メッセージの発信主体は川崎市となるが、市が特定の企業や商品を選定することに問題は生じないのか。サステナブル事業を行っている企業を紹介する趣旨なのか、それとも市がそうした企業を選定し、その企業から広告料を得る仕組みとするのか、その位置付けを確認したい。

→（環境局）

市は、企業が行っているサステナブルな取り組み全体を広報する仕組みとする方針である。市民にその取り組みを認識してもらい、行動変容につなげることを目的としている。仕組みの運用については、行政と企業の双方のバランスを考慮しながら、実証実験を通じて検証し

ていく。

(松本会長)

特定の事業者のサービスを扱う場合、市からのお墨付きと受け取られる可能性がある。特定の企業に偏りすぎると、市が意図しないメッセージを発してしまうおそれがあるため、バランスの確保が重要となる。

(室田委員)

資料1-5「脱炭素モデル地区(脱炭素アクションみぞのくち)」で記載の協進会議について、68会員がいるようだが、具体的にどのような会議、会員なのか。高津区溝ノ口周辺地域で集中的に取組を実施すると書いてあるが、実証実験後は今後どのような展開を考えているのか。

→(環境局)

会員企業には、東急・ENEOS・東京電力などが参加しており、推進会議の場で情報を共有し、横の連携を図る体制となっている。市民への浸透状況はまだ不明だが、高津区の溝ノ口周辺をモデル地区として位置付けているため、この拠点となる溝ノ口駅周辺で行動変容を促すことを狙っている。実証実験は2年間実施し、公募を行いながら検討を進める予定である。脱炭素アクションみぞのくちの現在の具体的な取組としては、マイボトル利用の促進、シェアリングサービス、駅前空間の木質化、水素エネルギーの活用などである。

(余郷委員)

事業の責任主体が不明確であり、市が主体の事業である以上、何か問題が生じた際の責任がどこに帰属するのかを明確にする必要がある。また、この審議会で審議すべき事項は広告内容そのものではなく、禁止箇所に特例で設置することの可否であるべきであり、広告の規格や技術的な事項については屋外広告物係や関係部署で事前に調整すればよいと考える。本来であれば、広告規格等については市内部で調整済みである旨を資料に明記しておいてほしかった。

→(事務局)

今後は、広告の規格については事前に市内部局で調整済みである旨を資料に明記する。また、審査においては安全性が確保されていれば問題はない、という位置付けで整理する。

(渡辺委員)

広告媒体が従来の形式から外れている点については、審議会として特例許可として扱えばよいと考えられる。ただし、そもそも広告が十分に集まるのかという懸念がある。また、フ

ラッグ広告とはいえ、アーケードの老朽化により事故が起きることがないように、安全面について万全を期す必要がある。

→（環境局）

実証実験を通じて、安全性を確認し、確保していく方針である。

（細野委員）

広告によって、定性・定量の両面で効果が得られるのか。また、資料 1-4「市民の行動変容に向けた課題」に示されたアンケート項目のうち、今後どの指標のパーセンテージ向上を目標とするのか。さらに、実証実験の結果をいつ示すのか、その公表時期も教えてほしい。

→（環境局）

これから、実証実験を行う。アンケートについて、一番意見の多かった「情報が届いてないので行動できない」という人達に向けて取り組みを検討する必要がある。実証結果については実証後、ホームページ等で公表する予定である。

（館委員）

資料 5「デジサイ（電子ペーパー）構造図案」の数字がよく見えない。5.5 インチはまあまあ大きい。資料 3「デジサイ（電子ペーパー）導入イメージ」の写真は実物大なのか。

→（環境局）

実物は少し異なる仕様になる。下にもう少し長くなる。

（田中委員）

「行動変容」という言葉は漠然としていて大きすぎる。

本当は “具体的に市民にどんな行動を起こしてほしいのか” を明確にしなければ、効果を判断できない。一般的な啓蒙活動では、市民の行動はほとんど変わらない。そのため、危険やリスクを伴ってまでサイネージを設置する価値が本当にあるのかは慎重に考えるべき。もし設置するなら、単なる情報表示だけではなく、ナッジ（そっと背中を押す仕掛け）として “歩数が電力になる＝自分の行動がエネルギーに変わる” といった、市民が「やってみたい」「参加したい」と思える仕組みを組み込むべき。

→（環境局）

日常において市民の方が参加できるような様々な気付きをいれる必要があると考えている。

（江田委員）

サイネージ本体の安全性は確保できるが、問題は運用面（メンテナンス）をどうするかであ

る。鳥が巣をつくるなど、予期しないトラブルも起こり得るため、設置後の管理方法を明確にしなければならない。また、実証実験を行った場合は、その結果を必ず共有してほしい。

(松本会長)

実証結果は審議会で報告されるのか。なるべく、実証結果について、その後の結果を教えてください。

→ (事務局)

実証実験結果はホームページにUPするだけでなく、3年後くらいに審議会で結果報告をする予定である。

(内嶋委員)

実証実験はいつからする予定なのか。

→ (環境局)

令和9年1月からする予定である。

(松本会長)

KGI や KPI については依然として不明確な部分が残っているものの、広告設置に伴うリスクについては大きな問題はないと判断する。したがって、本件は審議会として承認し、答申するものとする。

## 議題(2) 川崎銀柳街商業協同組合及び川崎銀座商業協同組合が所有するアーケード支柱に設置する広告物に係る川崎市屋外広告物条例第10条第4項の適用について

→ (事務局)

本件の課題は、本市条例においてアーケードの支柱に広告物を設置するという事に対し許可の基準がないことである。さらに、アーケードの維持管理費用が多くなるため川崎市内において、新規のアーケード設置は想定できない状況もある。現在アーケードを設置している商店街は、川崎市内で少なく、広告物設置を希望している商店街は、銀座街・銀柳街のみであるため、新たに基準を設けるのではなく当該商店街に限った特例許可を与えることを検討している。先ほどと同様に設置はやむを得ないと考え、条例第10条第4項の規定による当審議会の議を経て許可を行うことを検討している。

(松本会長)

屋外広告物条例第10条第4項に特にやむを得ないと認めるときは、川崎市屋外広告物審議

会の議を経て、許可をすることができる。とあるが、本事業はどの点でやむ得ないと判断しているのか。

→（事務局）

本事業は町全体として賑わい創出につながるため、やむを得ないと判断している。

（江田委員）

アーケードは老朽化が進み、点検および修繕に必要な費用が発生している。実際に、去年は九州でアーケードの看板が落下する事故が起きており、安全性に関する社会的な懸念も高まっている。これらの状況を踏まえると、安全確保の観点から今回の審議案件として点検・修繕に必要な費用の捻出を位置付ける理由は明確である。

（田中委員）

現在、2つの商店街アーケードの支柱には何も掲載されていないのか。

→（事務局）

街路灯にはもともと設置基準があるが、アーケードにも支柱があり、掲出できる構造物自体は存在している。現時点でも、市が主体となって実施している掲出物は既にある。一方で、今回は商業広告を掲載するため、特例として許可を行う見込みである。

（細野委員）

今回の事業に関して、総事業費・維持管理費・広告料収入のいずれにおいても、川崎市の負担や取り分がどの程度になるのか。この単価で本当に採算を取れるのか疑問があった。

→（経済労働局）

今回の事業に関して特に川崎市の事業費負担はなく、広告料収入については、商店街と広告主との間で商店街との調整になる。

（館委員）

費用の6,000万円が毎年発生するものなのか不明な点がある。また、現在は企業広告が2階・3階部分に掲出されており、にぎやかな景観を形成している。アーケードフラッグを設置することで、こうした既存の広告を妨げることにならないかが懸念される。

→（経済労働局）

この費用は10年に一度程度実施するものとなる。バナーフラッグは、ある程度、統一された景観を維持できるように配慮しつつ、例えばスポーツ開催時には関連したフラッグを掲

出すことで、街全体の一体感を高め、回遊性の向上につなげることを趣旨としている。

(室田委員)

広告の審査基準としては、川崎市屋外広告物条例施行規則の中で記載されているものを準用するのか。景観、環境上の配慮はされてるのか。

→ (事務局)

今回は街路灯に対して既に基準があるため、その街路灯の基準を準用する予定である。審査については、申請があった際に個別に判断することになる。一般的な基準については、通常の広告物を審議する段階で取り扱う。諮問と答申に関しては、資料がわかりづらくなってしまい申し訳ない。今回の案件は、手続き保証の観点から「審議会の議を経て特例許可を行う」と定められているため、審議会では内容を問いただすというより、これから実施する事業について説明を行う位置付けになる。また、景観や色彩との整合については、所管する審査部局が判断することになる。

(松本会長)

現在、銀座街・銀柳街に街路灯は存在しているのか。

→ (事務局)

商店街内には、独立した街路灯は一本一本の形では設置されていない。一方で、アーケードの支柱には、市によるメッセージフラッグが既に掲出されている。

(宮原委員)

利益を得る主体が民間である点について、目的と手段が適切に対応しているのか疑問がある。また、アーケードの保守が喫緊の課題であることから、その点を事業目的の中に明確に位置付けるべきだと考える。特に目的1については、その重要性をより強調する必要があると考えられる。

(経済労働局)

商店街の会員数が減少していることが現状の出発点にある。回遊性の向上などの取り組みを進めつつ、さらにプラスして町全体の活性化につなげていくことが目的となっている。

(松本会長)

アーケードの維持については、安全性の確保を前提として、しっかり精査してほしい。

(江田委員)

大規模修繕を行うために、年間 100 万円を積み立てるとすると、必要額を確保するまでに 30 年以上かかる計算になる。計画的に費用を積み立て、維持と修繕に必要な資金を明確に使い分けていくことが重要である。横浜の野毛の看板は、維持が困難になったため撤去された事例もあり、同じ状況にならないよう、継続的な積み立てができる仕組みを整える必要がある。

(渡辺委員)

広告について、行政側が内容をチェックする仕組みはあるのか。

(経済労働局)

ガイドラインがあるため、それを準用しつつ、景観やまちなみ、青少年の健全育成といった観点も加えて検討する。また、道路占用や屋外広告物については、内容の適切性を行政側で担保する予定である。

(松本会長)

2つの商店街から許可の要請が来ているのか。

→ (経済労働局)

2つの商店街から要請が来ている。

(松本会長)

広告設置のリスク等に関しては特段問題ないと判断する。したがって審議会の承認を得るものとして答申する。